

「お客様対応業務システムの更改に係る設計・開発業務、アプリケーションプログラム保守及びソフトウェア製品保守業務」調達仕様書(案)に係る意見招請の回答について

日本年金機構
基幹システム開発部
システム開発管理グループ

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
1	調達仕様書 P2	1.6.1 1.6.2	要望	市販ソフトウェアにかかる契約期間が令和12年5月31日まで、さらに最大1年の契約延長を考慮したソフトウェア選定が必要となっております。 当該期間の場合、OSのバージョンアップ等も考慮した製品選定が必要となる可能性があり、製品選定への影響や見積ができないケース等がございます。 そのため、市販ソフトウェアにかかる契約期間を例えば、令和11年1月までとしていただく等、契約期間、および延長期間の見直しについて検討をお願いします。	要件定義書4.10.5(4)において、「システム利用期間の終了までサポートが継続される製品を導入すること。」かつ「サポートライフサイクルポリシーが事前に公表されていない製品を導入する場合は、サポートが継続して行われるように後継製品への更新計画を提出すること。」なお、後継製品に更新する場合の費用は、本調達に含むものとする。」としており、契約期間の前倒しを行うことは考えておりませんが、後継製品への影響が不明な場合も踏まえ、仕様書に別途協議する旨の記載を追加します。
2	調達仕様書 P2 (別紙2)	1.6.1	要望	契約期間について、「市販ソフトウェアについては、令和12年5月31日まで。」との記載がございますが、開始(納入)時期に関する記載がございません。 ハードウェア納入と同時期を想定しておりますが、製品サポート期間の見積金額に影響があるため、本公示時に市販ソフトウェアについて、開始(納入)時期の記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
3	調達仕様書 P2、P4 別紙2	1.7 全体スケジュール 案 2.1	要望	全体スケジュールや関連する調達案件等のとおり、本システムに関して並走する開発案件等はない想定に相違ありませんでしょうか。 ある場合には、本公示に向けて追記をお願いします。 また、並走する案件がない場合にも、保守作業等に対応した内容については、本受託者が主体的にその内容を反映する必要があるという理解に相違ありませんでしょうか。	現時点では並走する開発案件等はないですが、本公示までに並走する案件が発生した場合は、追加します。 また、機構及び現行保守業者と連携し、現行システムと同期を取る必要があります。
4	調達仕様書 P11 要件定義書 P14 P38	4.1.2(3) 4.9.1 4.17.2	要望	バックアップ等の要件について具体化をお願いします。 現行システムは、遠隔地でのデータ保管は実施しておらず、遠隔地保管に関する役務もない認識です。更改後も現行システム同様、システムバックアップ、データバックアップはあくまでシステム設置拠点内のストレージへ保存するという認識でよろしいでしょうか。 なお、その場合「継続性に係る対策」は、ストレージ内のバックアップデータが破損なく利用できる場合に対応する想定となります。 もしくは、更改後においては外部媒体にバックアップデータを出力し、外部拠点に保管する運用に変更とする場合、その旨を明記ください。 なお、その場合、関連する運用管理業者等の役務へも影響があることが想定されますので、あわせて対応をお願いします。	ご認識のとおり、遠隔地バックアップは実装しない想定です。 ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
5	調達仕様書 P13～21	4.2.1	要望	表 4.2.1-1「納入成果物一覧」について、役務分担保表との不整合や、既存設計書類の修正を前提とした場合、内容・資料名に不整合がございます。内容について見直しをお願いします。 また、「お客様対応業務システム」と「郵便物管理システム」それぞれのドキュメントや資材があるものについては、それぞれ納品する旨についても追記をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。 なお、統合可能なドキュメントについては、本開発内で見直すことを想定しています。
6	調達仕様書 P24、25	図5.1.1-1 表5.1.2-1	要望	別紙4「関連事業者との役務分担保表」には記載がありますが、「図5.1.1-1 作業体制図」「表5.1.2-1 関連業者一覧」に「接続先システム開発／保守事業者」の記載がございません。 本案件では、複数の接続先システムに対し改善事項に伴うインターフェースの見直しや、システム切替に伴う調整が発生することが想定されますので、関連事業者として追記をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
7	調達仕様書 P30	6.2 (1)	質問	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているの、必要に応じ参照すること。」 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)」は令和3年度に改訂され「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和3年度版)」がNISCのホームページに公表されております。 どちらの基準に準拠すべきが明確にさせていただきたくお願いします。	令和3年度版が最新となりますので、仕様書等の見直しを検討します。

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
8	調達仕様書 P44	10 (1)	要望	「受託事業者は、機構から立入監査の実施を求められた場合は、予告・無予告に関わらずこれに協力すること。」 と記載がございますが、「無予告」の場合、対応方針の調整等に期間を要する可能性が高いため、予告頂けるよう調整をお願いいたします。また「予告・無予告に関わらず」の記載は削除いただきますようお願いいたします。	基本的には予告をした上で立入監査を行う想定ですが、重大な問題等が生じた際は無予告で立入監査を行う可能性があります。
9	調達仕様書 P44	10 (1)	要望	「立入監査は履行前、履行中、履行後にそれぞれ行うことがある」 と記載がございますが、「履行後(契約終了後)」は本プロジェクトの体制が終了しているため、対応困難な場合がございます。「立入監査は履行前、履行中、履行後(令和6年度中に限る)」等履行後の期間について、緩和をお願いいたします。	履行後の立入監査の目的は、履行前、履行中と異なり、不要な情報の削除や、資料の保管状況を確認するものであり、基本的には履行中検査において、直近の履行状況を確認しますので、体制を維持していただく必要は無いとの認識です。
10	調達仕様書 P44	10 (3)	要望	「(2)において、受託事業者の社内規程等のため、書類の提出ができない場合においても、機構が当該書類の閲覧を求めた場合はこれに応じること」 と記載がございますが、弊社の社外秘情報は提出困難な場合がございますので、 「書類の提出ができない場合においても、機構が当該書類の閲覧を求めた場合は可能な限りこれに応じること。当該書類を提出する場合は、機構は受託事業者と事前に協議の上、秘密保持契約の締結等の必要な措置を講じるものとする。」 等、見直しについて検討いただきますようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
11	調達仕様書 別紙4 要件定義書 P36	別紙4 項番136,137 4.16	質問	「研修計画書」「研修用教材一式」の成果物にかかる役務分担について、アプリケーション開発事業者(本受託者)が”◎”(主たる作業)とありますが、一方で要件定義書4.16「教育に関する事項」に当該内容に関する記載がありません。 教育の主体や教育環境の提供は日本年金機構様、受託者は教材作成に必要な情報提供や教育実施に関する支援を実施する想定に齟齬はないでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	要件定義書 P8 別紙10	4.2.2 システム全体構成図	要望	「システム更改後の構成イメージは別紙10のとおり」と記載がございますが、市販ソフトウェアのライセンス見積へ影響がありますので、本公示に向けて更改後の想定スペック等についても記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
13	要件定義書 P25	4.11.1	要望	「契約締結後2週間以内に、必要となるシステム要件を纏めた基本設計書(基盤)を作成し、仮想化基盤の増強等要否についてハードウェア納入等事業者と協議すること」と記載がございますが、基本設計書(基盤)の納期は基本設計工程完了時のため、 「受託者は、仮想化基盤の増強等要否について日本年金機構様と協議し、契約締結後4週間以内に、製品選定候補一覧を作成すること」 等、記載の見直しをお願いします。	ハードウェア納入の調達スケジュールを考慮し、製品選定候補一覧等の基本設計書(基盤)の一部をご提示いただくことを想定しています。 ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
14	要件定義書 P26、27 別紙11	4.11.2 ソフトウェア製品調達に関する一覧	要望	「本受託者が調達するソフトウェア製品を別紙11に記載する」とございます。仮想化基盤関連ソフトウェア以外にも、データ連携、運用管理、ウイルス対策、証跡管理ソフトウェア等、システム間連携の前提として、導入すべき製品が決まっているソフトウェアがあると想定しております。 そのため、各種連携製品等、「機構指定ソフトウェア製品選定」については具体的な内容の提示をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
15	要件定義書 P28	表4.11.1	質問	「セキュリティが担保されたWebブラウザ」と記載がございますが、本案件の開発、保守役務範囲においては、1種類のブラウザ(IE11)のみ、かつ変更等はない前提で相違ないでしょうか。 相違ない場合、本案件の役務期間中に利用ブラウザの変更等の対応が必要となった場合は、別契約による対応と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本案件の開発、保守期間において、ブラウザを変更する予定はありません。役務期間中に作業が必要となった場合は、別途協議する予定です。

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
16	別紙4 役割分担表	—	要望	要件定義書内の記載と、別紙4「役割分担表」の記載に不整合がある箇所がございますので、本公示に向けて見直しをお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
17	調達仕様書 P36	6.5	要望	情報消去後の機器等の撤去についてはHW保守業者が実施する認識ですが、情報消去作業を実施する上での業者間調整や日本年金機構様との調整についても、本受託者にて支援する認識に想定ないでしょうか。相違ない場合、「HW保守業者等が当該作業を実施する場合にも、必要な調整や作業支援等実施すること」と追記をお願いします。	ご認識のとおりです。ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
18	調達仕様書 P6,7	4.1.1 (2)⑥	提案	「仮想ハードウェア等のシステム構成に対する基本設計」は、既存の仮想化基盤の可用性設計・運用設計を十分に理解した上で、システム構成設計を行う必要があると想定しております。そのため、留意点に以下の点を追記することを提案します。 ・本プロジェクトに仮想化技術の有識者を参画させ、既存の仮想化基盤の可用性設計や、運用設計等を理解した上で、システム構成設計を行うこと。	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
19	調達仕様書 P8 要件定義書 P35	4.1.1(6) 4.13.2	提案	本システムは、ワークフロー機能やインターネット予約連携機能等、システム切替前後で仕掛中のデータを扱う、他システムとのデータ授受を行う等の特徴があると推測します。そのため、調達仕様書の「情報システムの移行要件」や、要件定義書の「移行要件」に、『業務影響（仕掛中データへの配慮、他システムとのデータ連携について切替前後で整合性を保つ等）、運用への影響が及ぶことがないよう移行を行うこと』等、考慮点を具体化いただくことを提案します。	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
20	別紙4 役割分担表	—	要望	共通基盤システムとの連携や、仮想化基盤内で連携する他システムへの影響確認、無害確認等、当該作業役務の記載がございません。 必要に応じて、追記をお願いします。 原則、他システム等への影響がないよう作業を進めるものと想定しておりますが、万が一、本受託者の構築作業が原因で、稼働中の他システムへ影響があった場合、その責任は本受託者の役務の想定に齟齬はないでしょうか。	ご認識のとおりです。ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。
21	要件定義書P35	4.13.2	質問	「作業が継続不可となった場合や本システムの稼働が予定日に間に合わない見込みとなった場合は受託事業者の責任と負担において、事前に計画しておいた「コンティンジェンシープラン」を発動することで現行システムのサービスを継続させること。」と記載がございますが、コンティンジェンシープラン発動により、現行システムを継続稼働させる場合、現行システムの稼働対応や保守業務については、本受託者が責任をもって対応する必要があるという理解に相違ないでしょうか。	基本的には現行システムを継続利用することは考えておりませんが、万が一コンティンジェンシープランを発動する場合は、関連部署や業者と調整の上、継続利用のために必要となる作業等を行っていただく認識です。
22	要件定義書P.42	4.18.4	提案	「本番環境への適用は運用管理事業者が行うため、誤りや漏れがなく作業が実施可能となるような資材及び手順書を準備すること」と記載がございますが、問題発生時の迅速な対応、想定外の事象等に備え、以下の内容を追記いただくことをご提案します。 ・「また、機構の指示により必要に応じて作業の立会いを実施すること」	ご意見を踏まえ、仕様書等の見直しを検討します。